

真のタックスペイヤーをめざす

UENO



NO.514



公益社団法人
上野法人会

<https://www.uenohoujin.or.jp>

東京上野税務署幹部のプロフィール

7月10日に東京上野税務署の定期人事異動がございました。幹部の方々のプロフィールを紹介させていただきます。

- ①出身地 ②前任地等 ③趣味 ④ちょっと一言(自己PRなど)

署長

つしま
対馬 いく
郁



- ①青森県
- ②税務大学校 東京研修所長
- ③散歩、甘いもの、ヌマエビ
- ④東京上野管内は昔から好きな場所です。
みなさんの声をぜひお聞かせください。

副署長 (法人担当)

にしざわ まなぶ
西澤 学



- ①長野県
- ②関東信越国税局 調査査察部
調査第四部門 統括国税調査官
- ③温泉
- ④局間交流で初めて東京局管内に勤務します。
1年間よろしくお願いたします。

副署長 (総務担当)

みずさわ まさや
水澤 昌也



- ①愛知県
- ②大和署 総務課長
- ③サッカー観戦、日本酒探し(初心者)
- ④上野のことをよく知って、思い出に残る1年に
したいと思います。よろしくお願いたします。

総務課長

たきざわ れいこ
瀧澤 麗子



- ①青森県
- ②留任
- ③海釣り
- ④2年目になります。副署長と3人「トリオ・ザ・
澤〜ず」で取り組んでまいります。

税務広報広聴官

おがわ えつこ
小川 悦子



- ①千葉県
- ②留任
- ③散歩
- ④東京上野署勤務が2回目であり、そして2年目
となりました。上野は、やはり良いところですね。

税務広報広聴官

かとり ゆうこ
香取 由布子



- ①東京都
- ②川崎南署 個人課税第1部門
連絡調整官
- ③観劇
- ④精一杯努めます。よろしくお願いたします。

法人課税第1部門統括官

さかい ひでちか
酒井 英知



- ①神奈川県
- ②留任
- ③キャンプ、海釣り
- ④東京上野署2年目となります。抜群の安定感を目指して
頑張りますので引き続きよろしくお願いたします。

法人課税第2部門統括官

ほんま けんいち
本間 健一



- ①青森県
- ②留任
- ③子供と遊ぶ、成分献血
- ④2年目になります。引き続きよろしくお願いいたします。

法人課税第3部門統括官

いわさき なおき
岩崎 直樹



- ①熊本県
- ②四谷署
法人課税第4部門統括官
- ③ワイン
- ④1年目です。よろしくお願いいたします。

法人課税第4部門統括官

やりた のりお
遣田 憲男



- ①千葉県
- ②留任
- ③読書、サッカー観戦
- ④2年目になります。
今事務年度もよろしくお願いいたします。

法人課税第5部門統括官

よしだ まこと
吉田 誠



- ①北海道
- ②千葉東署 情報技術専門官
- ③旅行
- ④初めての東京上野署勤務となります。
1年間よろしくお願いいたします。

総務課長補佐

ふるや ともひで
古屋 朋秀



- ①山梨県
- ②東京国税局 調査第一部
特別国税調査官付
- ③旅行
- ④東京上野署勤務は初めてです。
1年間よろしくお願いいたします。

法人課税第1部門
上席国税調査官(法人審理担当)

かねこ ゆきお
金子 幸生



- ①神奈川県
- ②立川署 課長補佐
- ③野球、スポーツ観戦
- ④行事や研修等で皆様と交流することを楽しみにしておりますし、上野の管内を知っていこうと思います。

法人課税第2部門
上席国税調査官(源泉審理担当)

きたがわ ゆういちろう
北川 雄一郎



- ①千葉県
- ②成田署 法人課税第2部門
源泉審理
- ③散歩
- ④分かりやすい説明に努めます。質問・相談大歓迎です。



理事会報告

第2回理事会

[と き] 令和6年8月6日(火) 16:00～
[と ころ] 朝日信用金庫西町ビル7階

最初に7月異動に伴う東京上野税務署新幹部との初顔合わせということで名刺交換が行われました。

続いて定足数、理事42名中、出席者28名で過半数を超えて理事会を開催しました。

審議事項、報告事項、提携企業からの挨拶、今後の予定と続き、滞りなく全ての議事が終了しました。



佐藤会長 對馬署長 西澤副署長 酒井法1統括官 金子上席



委員会報告

第2回厚生共益事業委員会

[と き] 令和6年7月3日(水) 18:00～
[と ころ] トラットリアイタリア

厚生共益事業委員会(富坂委員長)では、第2回委員会を開催しました。10月8日開催予定の「第24回法人会寄席in鈴本」を中心に今後の活動予定等について話し合いを行いました。



富坂委員長



部会報告

源泉部会 第2回研修会 「労務管理、労働安全衛生管理及び労災補償給付について」

[と き] 令和6年8月1日(木) 13:30～

[と ころ] 朝日信用金庫西町ビル7階

[講 師] 上野労働基準監督署 第2方面主任監督官 石川 正希 氏
安全衛生課長 貝瀬 創 氏
労災課長 根本 和茂 氏



青年部会 第2回役員会

[と き] 令和6年7月30日(火) 17:00～

[と ころ] 朝日信用金庫西町ビル7階

青年部会(長澤部会長)では第2回役員会を開催し、今年度の税金ジュニアスクールを中心に青年セミナー等、今後実施される事業について話し合いを行いました。



長澤青年部会長



租税教室 「税金ジュニアスクール」

令和6年6月26日(水)

令和6年7月8日(月)

平成小学校 10:30～11:15

大正小学校 9:25～10:10



青年部会(長澤部会長)では税についての大切さを感じてもらうことを目的とした租税教室「税金ジュニアスクール」を5月から7月にかけて台東区内小学校9校で実施しました。(開催順に記載:金曾木小学校、黒門小学校、上野小学校、根岸小学校、忍岡小学校、谷中小学校、東泉小学校、平成小学校、大正小学校)学校関係者、東京上野税務署の協力のもと、9校での実施を無事終えることができました。

女性部会 第2回幹事会

[と き] 令和6年6月17日(月) 13:00～

[と ころ] 朝日信用金庫西町ビル4階

女性部会(中村部会長)では第2回幹事会を開催し、女性セミナーや税に関する絵はがきコンクールなど、今年度の事業について協議しました。



中村女性部会長



竹町支部

竹町支部

【東京大空襲ってなんだろう?】(磯谷支部長)



令和6年7月20日(土) 平成小学校体育館
子ども達は東京大空襲体験者の話を静かに聞いていました。

御徒町一丁目地区

【スイカ割り大会】(杉山地区長)



令和6年7月27日(土) 徒一町会館前面道路
参加した皆さんで美味しいスイカをいただきました。

御徒町二丁目地区

【納涼盆踊り大会】(野口地区長)



令和6年7月30日(火)~8月2日(金) 御徒町公園
多くの方が来場し、地域の交流ができました。



東上野支部

東上野西町地区

【納涼大会】(岩井地区長)



令和6年8月4日(日) 東上野1丁目道路
大勢の方が参加し、ゲームや模擬店等で大盛況でした。

東上野稲神地区

【納涼祭】(小竹地区長)



令和6年7月27日(土) 天理教前
子ども達も多く参加し、ゲームや模擬店で大盛況でした。

東上野神吉地区

【納涼大会】(河井地区長)



令和6年8月3日(土) 東上野児童遊園
猛暑の中、たくさんの方に参加していただき大盛況でした。

入谷支部

中根岸地区

【納涼子ども会】(竹田地区長)



令和6年8月4日(日) 防災ひろば根岸の里
子ども達は、ジャブジャブプールやかき氷等を楽しみました。

金杉支部

金杉支部

【真夏の夜の動物園】(平野支部長)



令和6年8月11日(日) 上野動物園
参加者は貴重な夜の動物園の散策を楽しんでいました。



上野支部

上野支部(太田支部長)

【さくらんぼ狩りとパフェ作り体験バスツアー】



令和6年6月16日(日) 群馬県沼田市
さくらんぼ狩りと農園内で昼食、暑い日でしたが、約1,800人がパフェ作りを楽しみました。

【盆踊り大会】



令和6年8月2日(金) 台東区立黒門小学校
来場し、大盛況でした。

【税ってなんだ? 金杉一丁目地区子ども神輿】(鈴木地区長)



令和6年6月14日(金)~16日(日) 三島神社神酒所近辺
参加した子ども達にお菓子と税金についての冊子を配りました。

【税ってなんだ? 金杉二丁目地区クイズコーナー】(新井地区長)



令和6年6月15日(土)~16日(日) 金杉区民館下谷分館
子どもにお菓子、大人に飲物と税のパンフレットを配りました。

【かなすぎ納涼祭】



令和6年8月3日(土) かなすぎ公園
ソーラン節、太鼓演奏、スイカ割り、盆踊りを行ない大盛況でした。

下谷東地区(稲垣地区長)
金杉仲通地区(有賀地区長)
金杉二丁目地区(新井地区長)
金杉上町地区(生駒地区長) 合同



谷中支部

谷中支部

【親子バスハイク】(佐藤支部長)



令和6年7月14日(日) 神戸国際マス釣場
親子でマス釣り体験とバーベキューを楽しみました。

谷中第二地区(山本地区長)

【ボウリング大会】

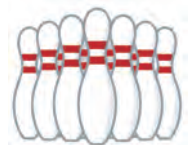


令和6年6月23日(日) 王子駅前サンスクエア
参加した子ども達はみんな初心者で大変盛り上がりました。

【バスハイク】



令和6年6月30日(日) 河口湖・忍野八海
子どもから大人まで年代を超えた交流ができ、楽しい一日でした。



広報委員の興味しんしん

上野東照宮に興味津々

広報委員：斉藤喜章（文・写真一部）

台東区生涯学習センターには、子どもの自主学習を支援するクラブがいくつか開講されています。そのなかのひとつに『どきどき歴史・文化探検隊』というクラブがあります。台東区内外に残る文化遺産や史跡を探検したり伝統文化に触れたり、体験したりしながら郷土への関心を高めることが目的です。私も指導員として『どきどき歴史・文化探検隊』で上野東照宮に行ってきました。

東照宮と言えば全国にいくつかあり、日光東照宮の国宝などが有名ですが、上野にも上野東照宮があり、御祭神（ごさいじん）は徳川家康公 徳川吉宗公 徳川慶喜公です。

上野桜木町に生まれ育った私は子供のころから遊び場は、上野東照宮の唐門・社殿（金色殿）でした。2009年から2013年の保存修理工事以前は中に入ることができ、こんなに金ぴかではなかったイメージがありましたが見事によみがえりました。



社殿<金色殿>

金色殿を囲む透塀（重要文化財）は名前の通り向こう側が透けて見え、動物や植物が色鮮やかに彫られていて見事です。



透塀（すきべい）

唐門金の扉の両脇に左甚五郎作といわれている登り龍・降り龍【顔が下向いているのが昇り龍】がありいずれも重要文化財です。



唐門（からもん）

灯籠は、1651年大名が争う様に銅や石の灯籠を奉納しました。参道の両脇にある石灯籠は200基、銅灯籠（重要文化財）は48基、そして唐門の両サイドに御三家、尾張・紀伊・水戸から各2基ずつ銅灯籠があります。



銅灯籠



石灯籠

多くの灯籠が立ち並ぶ参道の先に、高い台座の上から見下ろす狛犬がいます。狛犬は1941年（大正3年）に奉納されました。明治の三大石工と言われた「井亀泉（せいぎせん）」酒井八右衛門の作です。



狛犬

表参道横にある不忍口鳥居は、江戸城内紅葉山東照宮に建てられ、1873年にこの地に移築された御影石造りです。

足元に、現在は使用されていない几号水準点（きごうすいじゅんてん）があります。



不忍口鳥居

正面参道入口大石鳥居（重要文化財）は、1633年（寛永10年）酒井忠世が、鳥居のために、遠く離れた備前国（現在の岡山県）から高品質の花崗岩を確保し奉納しました。



大石鳥居

今回の探検で興味津々だったのは、大石鳥居の横にあるお化け灯籠です。6.8mと大きいのでこの名があり、名古屋の熱田神宮、京都南禅寺の大石灯籠と合わせて日本三大石灯籠に数えられているそうです。



お化け灯籠

正面左側拝観入口（神符授与所）を抜けると神木の太楠があります。高さ25m、幹回り8m、樹齢600年。上野の祖木といわれています。



太楠

そしてその奥にあるのは、栄誉権現社（別名お狸様）です。大奥にありましたが、悪いことが起こるので大名屋敷に移され、そこでも悪いことが起こるので転々とした。大正時代に上野東照宮に移されると悪いことが起こらなくなったとのこと。今では「他抜き」で強運・必勝の神として親しまれています。



栄誉権現者<お狸様>

参道右側に見える五重の塔は、「江戸四塔」として親しまれていました。1631年大老土井利勝が寄進しましたが、1639年3月に焼失し、土井利勝が同年11月に再建しました。現在は東京都に寄付され動物園の中にあります。



五重塔

江戸四塔

お寺の名前	所在地	完成した年	高さ	備考
寛永寺	上野（台東区）	1639（寛永16）	36m	現存
浅草寺	浅草（台東区）	1648（慶安元）	33.18m	東京大空襲で焼失。1973年に再建。コンクリート製。
天王寺	谷中（台東区）	1791（寛政3）	34.18m	1957年（昭和32）に放火で焼失。
増上寺	芝（港区）	1809（文化6）	不明	東京大空襲で焼失。

そしてその先の見学路が本殿へと続いています。社殿本殿以外にも見所が沢山ありぜひ訪ねてほしい場所だと感じました。

上野東照宮より許可を得て掲載しています。 <https://www.uenotoshogu.com/>

損益分岐点
基礎知識

あといくら売上を上げたら 黒字経営になるのか



中小企業診断士 渡辺進也

今般、これまで経験をしたことがない急速な円安による原材料価格の高騰、電気代やガソリン代なども高値が続いており、さらには、人手不足を背景にした人件費の高騰など、固定費・変動費のコストが上がり続けています。

過去の延長で損益計算書を考えていくと、コスト上昇分を賄うことができず、利益が圧迫されてしまいます。

コストが上がった分、売上・利益を伸ばすことが必要ですが、あとどれだけ売上があれば、黒字経営になるのか、経営者として数字を把握していく必要があります。

コストが上がり、借入金の返済額も増えていることもあり、今、いくら売上があれば良いのかを知っておく必要があります。

そんな時の売上の算出式として、損益分岐点売上高という公式がありますので、ご紹介いたします。

まず、基本的な考え方をご紹介します。

損益分岐点売上高とは、かかった費用と売上高が等しくなり、利益も損失も出ずに収支がトントンになる売上高を指します。

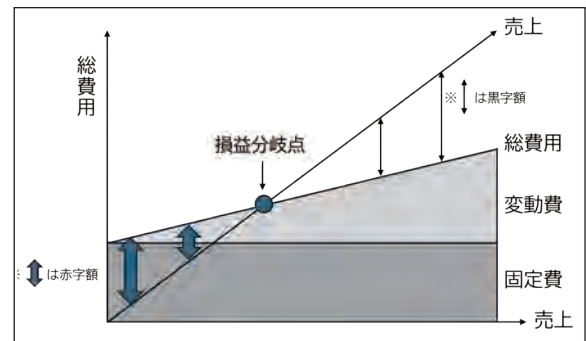
売上が損益分岐点以上であれば黒字、損益分岐点以下であれば赤字となり、

黒字と赤字の境目になる重要な分岐点です。

$$\text{損益分岐点売上高} = \frac{\text{固定費}}{1 - \frac{\text{変動費}}{\text{売上高}}}$$

(基本形)

- ・ **固定費**：売上や生産量、販売数の増減にかかわらず固定して発生する費用
(人件費、地代家賃、水道光熱費、リース料、広告宣伝費など)
- ・ **変動費**：売上や生産量、販売数に比例して増減する経費のことです。
(原材料費、仕入原価、販売手数料、外注費、運送費など)
- ・ **売上高**：決算書や試算表に示された売上高
この公式を使って、損益分岐点売上高を計算できます。



今、赤字の企業は、収支トントンになるためには、あといくら売上が必要なのかがわかります。

今、黒字の企業は、次の利益目標のための、いくら売上が必要なのかがわかります。

「今、赤字だけれど、あといくら売上があれば収支トントンになれるのか」「利益目標を達成するには、当社は、あといくら売上が必要なのか」がわかります。

また、現実的には、収支トントンで良い、という場合は少なく、企業は利益を必要としています。

なぜなら、利益があることで、①借入金の返済ができます、②社員への報酬としての還元ができます、③未来への投資もできるようになります、④税金の支払いも利益が原資となります、⑤さらに、盤石な財務基盤を築くために、内部留保をすることもできます、⑥そして、株主への配当金を支払うこともできるようになります。

過去には、中小企業では利益を最小にして、節税をするという考えもあったようです。

しかし、今の時代においては、利益を十分に計上して、従業員に還元することが必要です。

また、次の経営戦略に向けた投資を積極的に行うことで強い企業になれます。

このため、利益を出すことは必須です。

筆者の考えでは、普通の企業であれば3%、成長企業では8%~10%の経常利益を目指すことを推奨しています。

目標となる利益が定まったならば、目標利益に対する損益分岐点売上高の計算式を活用します。

必要売上高は右上の公式ようになります。

例えば、1億円の売上で1,000万円赤字という企業があったとします。

$$\text{損益分岐点売上高} = \frac{\text{固定費} + \text{目標利益}}{1 - \frac{\text{変動費}}{\text{売上高}}}$$

(目標利益を加味)

固定費は6,000万円（人件費、家賃、広告費等）。変動費が高騰して、5,000万円（原材料費、仕入原価、外注費など）に跳ね上がってしまいました。

さらに、目標利益として、賃上げするため300万円、返済1,200万円、税金500万円支払いがあり、2,000万円と仮定します。

上の公式に当てはめてみると、 $(6,000 + 2,000) \div \{1 - (5,000 \div 10,000)\} = 16,000$ 。

つまり、1億6,000万円の売上が必要だということになります。今1億円の売上では6,000万円足りないという計算になります。

そうした場合、急に6,000万円の売上増を考えるのではなく、まずは損益分岐点を引き下げる取り組みを検討します。

では、どのような対策を取れば良いのでしょうか？

公式の意味を理解していると、以下の項目が検討できます。

損益分岐点を参考にした経営改善の方向性の検討

①単位あたりの変動費（変動費率）を下げる

まず、検討できることは、変動費率を引き下げることです。

通常の企業では「もうすでに実施している」と言われていることが多いのですが、さらなる工夫で変動費率を引き下げられないかを検討します。

例えば、以下の取り組みがあります。

- ・大量仕入や現金仕入を行い、仕入単価を下げる
- ・同じ品質を維持できるのであれば材料の安いものに切り替えを検討する
- ・仕入先や外注先を数社に集約して発注量を増やし価格交渉を行う
- ・他社で取り組んだほうが安くできるものはアウトソーシングを検討する

②固定費を削減する

固定費は売上がゼロであっても一定額の支払いが必要なため、定期的に見直し、削減することで、損益分岐点は引き下げが実現できます。

一般的には、固定費の削減は、損益分岐点を引き下げる影響が大きい要素となります。

例えば、以下の取り組みがあります。

- ・慣習を見直し、売上につながらない取引先や顧客との接待費用を削減する
- ・業務効率化などを進めて、時間外労働を減らす
- ・パートタイム社員が活躍できる事業形態にする
- ・家賃の安い場所に移転する
- ・電気やガス料金を見直し、安いプランに乗り換える
- ・不要なリース契約を解除する
- ・契約の電子化を推進し、印紙添付を不要にするなど、コスト削減を行うには聖域なく削減を検討する意思が必要となります。

③販売価格を上げる

値上げや客単価向上策は、相対的に、変動費率を引き下げる効果があります。値上げには一定の理解がある時代でもあり、現実的に実行できる対策です。値上げには以下のような工夫もあります。

- ・通知を行い一斉値上げする
- ・松竹梅など数種類の価格帯（プライスライン戦略）を設定する
- ・オプション設定を増やし、提案営業による単価アップを行う

④目標利益を下方修正する

目標は高ければ良いのですが、高すぎる目標で達成できなくては意味がありません。

現実的に達成できる目標にする必要があります。

そのためには、業績が回復するまで必要な設備投資額を抑えることや、借入金返済額を抑えるため、借換えや条件変更（リスケジュール）をするなどの検討もできます。

無理をして、高い目標を掲げるよりも、長期的に緩やかに成長するほうが現実的なこともあります。このように、損益分岐点の分析手法を活用すると、目標利益を達成するためには、固定費をどれだけ削減すればよいか、変動費をどの程度まで落とせるか、そして現実的にどの程度の売上があれば、目標利益を達成するのかといったシミュレーションを行うことができます。

損益分岐点分析の実際の活用については、毎月の試算表を確認し、上記の通り、固定費が抑えられているか、変動費率が高くなっていないかをチェックすることが大切です。

変動損益計算書を活用するとよりチェックしやすくなります。

毎月、適正な目標数値と行動、そして検証を繰り返すことで利益が上がってくるようになります。

ぜひ、毎月の役員会等で活用していただけたら幸いです。

令和
6年分

所得税の予定納税における 定額減税の取扱いについて

定額減税について

令和6年分の所得税について、定額による所得税額の特別控除（以下「定額減税」といいます。）が実施されることとなりました。

定額減税により、**本人分の定額減税の額（3万円）**に加えて、同一生計配偶者や扶養親族（詳しくは『予定納税について』をご覧ください。）1人につき3万円が所得税から差し引かれることとなります。

定額減税
特設サイト



予定納税における定額減税の取扱い

定額減税に係る減額申請について

税務署から送付された『令和6年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書』で通知された令和6年分の予定納税額は、第1期分から**本人分の定額減税の額（3万円）**が既に差し引かれています。

※ 特別農業所得者の方の予定納税額については、第2期分から差し引かれています。

予定納税額から同一生計配偶者や扶養親族1人につき3万円の定額減税の額を差し引く場合は、予定納税額の減額申請が必要です（令和6年分の合計所得金額の見積額が1,805万以下の居住者の方に限ります。）。

定額減税のみ追加する場合

予定納税額の減額申請書を**簡易的な記載方法**により、申請することができます。詳しくは、次項をご覧ください。

定額減税以外の理由

定額減税以外の理由がある場合の記載方法については、このお知らせによらず、減額申請書（次項）の書き方や国税庁ホームページをご覧ください。

※ 7月の減額申請を行った後、現況の変化がなければ、11月の減額申請を行う必要はありません。

減額申請書の提出期間等

	基準日	提出期間
7月 減額申請	令和6年6月30日	令和6年7月1日（月）～同年7月31日（水）
11月 減額申請	令和6年10月31日	令和6年11月1日（金）～同年11月15日（金）

確定申告における取扱い

予定納税額の減額申請に対する**承認の有無**にかかわらず、令和6年分の**確定申告**において、本人分に**同一生計配偶者分や扶養親族分**を加えた**定額減税の額を加味**して所得税及び復興特別所得税の額を計算します。

その上で、この所得税及び復興特別所得税の額から予定納税額などを差し引いて、納付すべき税額が確定します。

定額減税の追加のみを理由とする 減額申請書の簡易的な記載方法

減額申請書の記載例

本人 国税太郎 合計所得金額の見積額⑪の金額は、1,805万円以下
妻 国税花子 昭和60年3月3日生まれ 給与収入の見積額100万円
子 国税次郎 平成25年5月5日生まれ 所得なし

令和6年分所得税及び復興特別所得税の
予定納税額の7月(11月)減額申請書

〇〇 税務署長 (〒〇〇〇-〇〇〇〇)
東京都千代田区△△-〇〇 職業 〇〇業

令和6年〇月〇日提出 フリガナ 氏名 国税 太郎 電話番号 ×××-××××-××××

令和6年分の予定納税額について次のとおり減額の申請をします。

予定納税基準額又は申告納税見積額	通知を受けた金額	申請金額
予定納税基準額又は申告納税見積額	181,800円	181,800円
予定第1期分納税額	30,600	0
第2期分納税額	60,600	31,200

○「通知を受けた金額」欄には、「令和6年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書」に記載されている金額をそのまま書いてください。ただし、11月減額申請の場合で、既に7月減額申請により減額の承認があった方は、その「減額申請の承認通知書」から転記してください。

○「申請金額」欄には、下の「申告納税見積額等の計算書」で計算した「申告納税見積額(⑨)の金額」、「予定納税額(⑬、⑭)の金額」をそれぞれ記入してください。

1 減額申請の理由(該当する項目を○で囲んでください)
 定額減税特別控除(同一生計配偶者又は扶養親族に係る控除額の追加)
 災害 横断 医療費 その他
 業況不振、控除対象扶養親族・障害者等の増加など

2 減額申請の具体的な理由(例えば、「〇年〇月〇日に事業を法人組織とし、個人事業を廃止したため」というように書いてください)
 国税花子(妻 昭和60年3月3日生まれ)
 国税次郎(子 平成25年5月5日生まれ)

3 添付書類の名称(申告納税見積額の計算の基礎となった資料として添付する書類の名称を書いてください)
 (1) (2) (3) (4)

申告納税見積額等の計算書(書き方は裏面を参照してください)

申告納税見積額等の計算書		申請金額
令和6年分の所得金額の見積額	円	円
営業等・農業	①	
不動産	②	
配当	③	
給与	④	
雑	⑤	
総合譲渡・一時	⑥	
合計(総合課税)	⑦	
合計所得金額	⑧	
社会保険料控除	⑨	
小規模企業共済等掛金	⑩	
生命保険料控除	⑪	
地震保険料控除	⑫	
寡婦、ひとり親、勤労学生、障害者	⑬	
配偶者(特別)	⑭	
扶養控除	⑮	
基礎控除	⑯	
雑損控除	⑰	
医療費(特例)控除	⑱	
寄附金控除	⑲	
合計	⑳	
課税される所得金額	㉑	
上の㉑に対する額	㉒	
上の㉒に対する額	㉓	
上の㉓に対する額	㉔	
合計	㉕	
配当控除等の控除(特定増収等)	㉖	
住宅借入金等特別控除	㉗	
政党等寄附金等特別控除	㉘	
住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修認定住宅等新築等特別控除	㉙	
差引所得額(㉑-㉙-㉚-㉛)	㉚	
(赤字のときは0と書いてください)	㉛	
災害減免額、所得税に係る分納時課税外国税相当額控除及び外国税控除	㉜	
所得税に係る源泉徴収税額(源泉徴収税額×100/102.1)	㉝	
再算出所得額(㉚-㉜-㉝)	㉞	
(赤字のときは0と書いてください)	㉟	
申告納税見積額(㉞×2.1%)	㊱	181,800
予定納税(本人分)	㊲	30,000
特別控除額(同一生計配偶者等分)	㊳	60,000
合計	㊴	90,000
予定第1期分納税額	㊵	0
第2期分納税額	㊶	31,200

ポイント

- ◆提出先の税務署・提出年月日・住所・氏名・職業・電話番号を記入します。
- ◆「通知を受けた金額」は、税務署から通知された『令和6年分の所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書』から転記します。
 予定納税額の通知書(一般用)

予定納税額	第1期分	30,600円
	第2期分	60,600円
	合計	91,200円

 確定申告の際に、予定納税の合計欄の金額を確定申告書の「予定納税額」欄に記載します。
 予定納税基準額 181,800円
 振替納税利用金融機関名 〇△銀行△△支店
- ◆「申請金額」は、㉑・㉓・㉔の金額を転記します。
- ◆「減額申請の理由」は、「予定納税特別控除額」を○で囲みます。
- ◆「減額申請の具体的な理由」には、同一生計配偶者等の氏名・続柄・生年月日を記入します。
- ◆「本人分㉒」は、「30,000」と記入します。
- ◆「同一生計配偶者等分㉓」は、同一生計配偶者又は扶養親族1人につき3万円の金額を記入します。
- ◆「合計㉔」は、㉒と㉓の合計額を記入します。
- ◆㉑・㉓・㉔は以下のとおり計算して、それぞれ記入します。

「同一生計配偶者等分㉓」の計算

「国税花子」.....30,000円
 「国税次郎」.....30,000円
 「同一生計配偶者等分㉓」 60,000円

予定納税	本人分(3万円)	㉒	30,000
特別控除額	同一生計配偶者等分(1人につき3万円)	㉓	60,000
	合計	㉔	90,000

令和6年分の予定納税額について次のとおり減額の申請をします

	通知を受けた金額	申請金額
予定納税基準額又は申告納税見積額	A	D
予定第1期分納税額	B	E
第2期分納税額	C	F

- (1) A = D = 「申告納税見積額㉑」
 (2) B - 「同一生計配偶者等分㉓」 = 「第1期分㉒」 = E
 ※ 第2期分(11月)の申請 C - 「同一生計配偶者等分㉓」 = 「第2期分㉓」 = F
 (3) C - (2)で引ききれない額 = 「第2期分㉔」 = F

(2)(3)の計算結果が0以下の場合は、「0」となります。

表紙 << 上野東照宮 >> 写真提供:台東区

令和6年9月発行 発行人 広報委員会 委員長 木村雄二 発行所 公益社団法人上野法入会 (〒110-0015 台東区東上野1-2-1 朝日信用金庫西町ビル5階 TEL5818-1151 FAX5818-1141)

篠原 洋一氏講演会

共催 (公社)上野法人会・(公社)浅草法人会

税を考える週間協賛
大型講演会

みんなに聞いてほしい南極の話!

～地球温暖化って本当なの?～

【とき】

令和6年11月19日(火) 18:00～19:30

【ところ】浅草ビューホテル 4F「飛翔の間」

入場料無料

※どなたでもご参加いただけます

先着300名

※定員に達し次第、締め切りとさせていただきます、お断りの方のみ連絡します。

お申し込みは、
当会ホームページ、又は同送のチラシ
申込書をFAXか郵送にてお送り下さい。
お電話での申込も受付けております。

南極越冬料理人

しのはら よういち

篠原 洋一氏



公益社団法人 上野法人会

〒110-0015 台東区東上野 1-2-1
朝日信用金庫西町ビル 5階
TEL 5818-1151
FAX 5818-1141

法人会の経営者大型総合保障制度
広げよう
企業保障の
大きな傘を

重度の身体障がい状態によるリタイアリスクから 会社と家族をまもります

総合型V Tタイプ

(大同生命の定期保険+AIG損保のベーシック傷害保険)

無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)

1～3級の身体障がい者手帳の交付を受けた場合に、
最高2億円の就業障がい保険金を支払います。

- 保険金額2億円までご加入できるのは、契約者が法人が所定の個人事業主(契約者と被保険者が同一人の場合に限る)の場合です。
- この保険には高度障がい保険金・死亡給付金・解約払戻金はありませぬ。また、満期保険金・配当金・保険料の払込免除の取扱もありません。
- 身体障がい者福祉法の改正により、就業障がい保険金の支払対象となる身体障がい状態は変動する可能性があります。
- 当資料に記載の保障は「Tタイプ[無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)]」によるものです。AIG損保のベーシック傷害保険の補償内容につきましては、「総合型V Tタイプ」パンフレットをご覧ください。
- この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなる場合があります。
- この資料は、2019年8月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となる場合があります。
- ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

DAIIDO 大同生命保険株式会社

上野支社/東京都台東区東上野1-14-4(野村不動産上野ビル6F)
TEL 03-3831-7050

AIG AIG損害保険株式会社

東京第二プロチャネル営業部/東京都港区虎ノ門4-3-20(神谷町MTビル15F)
TEL 03-5401-3660

F-2019-1016(2019年8月27日)
19-073026 2021-8